

提案基準 2 5 「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
---------------------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 2 5 (P96・P97)

1 要件 3 について

「あっても同地域内に適地がない」とは、次のような場合をいう。

- ア 工業系用途地域内に既に建築物が建築されており物理的に空地がない場合
- イ 工業系用途地域内に空地はあるものの、必要とする規模のまとまりのある空地がない場合
- ウ 工業系用途地域内に空地はあるものの、道路が未整備である場合
- エ その他、上記アからウと同等と認められる場合

2 要件 5 (1) について

「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。

- ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
- イ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域
- ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域
- エ 歴史的風土保存区域
- オ 風致地区
- カ 保安林及び保安施設地区
- キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域
- ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図るため、知事が特に必要と認める区域